

常設委員会規程

平成27年2月20日制定
平成28年3月18日一部改正
平成29年2月17日一部改正
平成31年2月15日一部改正
令和元年5月10日一部改正
令和2年9月18日一部改正

理事会は、定款第34条の規定に基づき、常設委員会規程を次のように定める。

(委員会の設置及び廃止)

第1条 理事会は、定款第41条第1項の規定に基づき、第2条に定める常設委員会を設置する。

(名称及び所掌事項)

第2条 前条に定める委員会の名称及び所掌事項は以下のとおりとする。

委員会名	所掌事項
総務財務委員会	<ul style="list-style-type: none">・当協会の組織・役員選挙等に関する事・定款、諸例規の整理、財務及び会議の運営に関する事・福利厚生、慶弔、表彰等会員に関する事・事務局に関する事・コンプライアンスに関する事・他の委員会の所掌に属さないその他のこと・その他上記に関連すること
研究広報委員会	<ul style="list-style-type: none">・無料・有料相談会に関する事・講演会、研修会に関する事・不動産の鑑定評価についての調査研究に関する事・広報活動全般に関する事・ホームページの運営に関する事・県民を対象とした一般資料の閲覧等に関する事・その他上記に関連すること
業務推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・鑑定評価業務の推進、拡充、契約、相談等に関する事・国が実施する不動産取引価格情報提供制度に関する事・資料の収集、管理、閲覧、利用に関する事・不動産の鑑定評価に係る情報の収集、活用並びに研修等に関する事

	<p>ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑定評価業務への電子ネットワーク活用に関すること ・埼玉友好士業協議会等に関すること ・埼玉県社会福祉協議会及び埼玉評価センターの不動産鑑定評価等に関すること ・ADR（裁判外紛争解決手続）に関すること ・その他上記に関連すること
公的土地評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税標準宅地等の鑑定評価及び時点修正の受託に関すること ・固定資産評価員会議の開催運営に関すること ・地価公示、地価調査に関すること ・公的鑑定評価書の精度向上に向けた支援に関すること ・公的鑑定評価を通じての社会貢献に関連すること ・その他上記に関連すること
綱紀委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の綱紀保持、懲戒に関すること

（構成）

第3条 各委員会は、担当副会長、委員長、副委員長及び若干名の委員を持って構成する。

2 担当副会長、委員長、副委員長は、理事の中から理事会の承認を得て代表理事（以下、「会長」という。）が委嘱する。

3 委員は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の会員（以下、「当協会会員」という。）の中から選定された者（定款第5条第2項第3号ならびに同条第5項に掲げる不動産鑑定業者にあつては、その代表者）を、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 委員は、補充して委嘱することができる。

5 第1項の各委員会の構成員数は、15名以内とする。

（専門委員）

第4条 担当副会長及び委員長は、委員会の運営上特段の事項について専門の審議を行うために必要と認めるときは、第3条の構成員以外の当協会会員を専門委員として推薦することができるものとし、その選任については理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（意見聴取）

第5条 担当副会長及び委員長は、所掌事項の審議に関し特に必要があると認めるときは、第3条の構成員及び第4条の専門委員以外の当協会会員または学識経験者等に出席を求め意見を聴取することができる。

(召集及び議長)

第6条 委員会は、担当副会長及び委員長が必要と認めるときこれを招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長がやむを得ない事由で委員会を欠席した場合は、副委員長がこれにあたる。

(議事参加)

第7条 会長、副会長及び専務理事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(決定事項の報告等)

第8条 委員長は、当該委員会において決定した事項については、議事録等を作成し、これを理事会において報告しなければならない。

- 2 理事会の決議をうけ、これに基づき、担当副会長がその業務を執行する。

(委員の義務)

第9条 委員長、副委員長、委員及び専門委員は、定款、規則、規程等を遵守し、善良な管理者の注意をもって忠実に職務を遂行しなければならない。

(任期)

第10条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、その任期の満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 3 委員長の欠けた場合は副委員長が代理し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の補充等の場合の任期は、第1項に定める任期の残任期間とする。
- 5 専門委員の任期については、前項の規定を準用する。

(適用除外)

第11条 本規程は、選挙管理委員会、特別委員会には適用しない。

- 2 本規程の第3条から第10条の各条項については、綱紀委員会には適用せず、綱紀委員会運営規程に従う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月2日からこれを施行する。
- 2 「現行規程の新法人移行後の取り扱いに関する決議」(平成26年3月14日決議)に基づき、当協会の規程等と見做していた旧法人時に制定した「委員会規程」については、新規程の施行と同時に廃止する。

附 則

この規程は、平成28年3月18日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月17日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月15日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月18日からこれを施行する。